

議案第157号

福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、機能別団員制度を導入することに伴い、機能別団員に支給する報酬について必要な事項を定める必要があるによる。

福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

福岡市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

消防団員のうち、基本団員（福岡市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例（昭和41年福岡市条例第45号）第2条第1号に規定する基本団員をいう。以下同じ。）には年額報酬及び出動報酬を、機能別団員（同条第2号に規定する機能別団員をいう。以下同じ。）には出動報酬を支給する。

第2条第2項及び第3項中「消防団員」を「基本団員」に改める。

第3条中「消防団員」を「基本団員」に改め、「その月から」の次に「、基本団員が引き続き機能別団員となり」を、「死亡し」の次に「、解任され」を加え、「月割計算により計算した」を「月割により算定した」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。